平成25年度

函館市福祉サービス苦情処理制度

運用状況報告書

[平成25年4月1日~平成26年3月31日]

平成26年10月

函 館 市

平成25年度 函館市福祉サービス苦情処理制度 運 用 状 況 報 告 書 目 次

1	福祉サー	・ビス	苦情処理	 委員から			$1\sim2$
	委員	寺	尾	尚	(函館大谷短期大学講師)	1	
	委員	野	﨑	渉	(弁護士)	2	
2 :	苦情等の	受付款	犬況およ	び処理結	果		3 ∼ 5
(1)) 苦情 等	等の受	付状況		··· 3		
(2)	苦情の	の処理	結果		4		
(3)) 結果:	重知の	内容		 5		
(4)	苦情」	以外の	相談等	の処理結果	 5		
3	苦情の具	.体事(列(福祉	とサービスに	に関するもの)		6~2 1
参考	資料						
資	料1 苦	情等の	の分類				22~23
資	料2 函	館市	晶祉サー	-ビスの適	用に係る苦情の処理に関する条例		24~27
資		確市符 行規則		ービスの適	用に係る苦情の処理に関する条例		28~29

1 福祉サービス苦情処理委員から

〇平成25年度を振り返って

函館市福祉サービス苦情処理委員 寺 尾 尚 (函館大谷短期大学 講師)

平成25年度は、苦情・相談件数が67件であり、昨年度より減少しています。

内訳は、福祉サービスに関するものが約8割を占めており、内容では、職員の対応に関するものが最も多く、約30%を占めています。

年々、福祉サービスに対する利用者のニーズが高まり、サービスを提供する側も従来の方法だけ では十分に対応することが出来ないことを実感されていることと思います。

しかし、福祉の流れが措置から契約制度に移行したことで、サービス提供者には利用者に契約していただくため、利用者のニーズを正しく把握し、十分な説明を行うことが課せられています。

以前に比べ、福祉サービスを利用することに強い抵抗を示す方は少なくなったと思いますが、サービスを利用するために自分の負の部分を第三者に見せ、援助や支援を求めることは、ある意味、勇気を持った行動だと思います。その勇気ある行動に対し、サービス提供者側は敬意を持ち、真摯に対応することが大事だと考えます。

そして、様々な利用者やニーズがある中で、サービス提供者側も日々悪戦苦闘していると思いますが、対応するケースが大変であればあるほど、個別ではなく組織やチームで対応することがとても重要です。

福祉にはチームアプローチという考え方があり、サービスを提供する様々な専門性を持った職員が利用者に対し、共通の援助目標を設定し、その中でそれぞれの専門性を活かした対応をすることが求められています。

このチームアプローチを行う上で大事なことは、それぞれが立ち位置を確認し、お互いに責任を 持った上で、お互いが顔見知りになる関係を構築することであり、そこからようやく利用者本人を 理解することが始まると考えます。

最後になりましたが、私自身、苦情処理委員を拝命され丸6年を迎えることが出来ました。これは苦情処理委員の野﨑先生を始め、事務局の皆様のご尽力、日々業務に邁進している福祉サービス提供者ならびに、利用者の皆様のお陰だと感謝しております。ありがとうございました。

〇平成25年度を振り返って

函館市福祉サービス苦情処理委員 野 﨑 渉 (弁 護 士)

平成25年度における福祉サービスに関する苦情ないし苦情以外の相談は、67件であり、前年度の100件と比較すると相当程度減少しました。もっとも、平成25年度は、福祉サービス苦情処理制度が本来予定している「福祉サービスに関する苦情」48件のうち、21件について何らかの「調査」を実施しており、前年度の調査が71件のうち28件の実施だったことからすると、調査を行った割合は相当高くなりました。

これは、調査の必要な案件が比較的多かったこともあると思われますが、事務局や委員において、 以前より、市の機関又は福祉サービスを提供する事業者への監視の要請に対する意識が高まってい るためと思われます。

また、前年度と比較すると、高齢者福祉や障害者福祉に関する苦情等の比率が増加しております。 この類型に属する苦情等は、主に民間の福祉施設に関する苦情等が相当数を占めておりますが、本 制度において民間の福祉施設に対する指導等を行うことは予定されておらず、所管課による行政指導 等のきっかけとなるにすぎません。

もっとも、上記の民間福祉施設は今後も増加していくものと思われ、この類型に属する苦情等も 同時に増加していく可能性もあることから、本制度の委員として、所管課との協議・折衝等を積極 的に行い、適切な指導等がなされているかに目配りする姿勢が一層重要であると考えております。

平成26年度は委員に再任されて2年目となりますが、今後も、同じく苦情処理委員の寺尾先生 や事務局の方々の協力を賜りながら、行政福祉オンブズマンとしての使命を果たして参りたいと存 じます。

2 苦情等の受付状況および処理結果

(1) 苦情等の受付状況

平成25年度に受け付けた苦情は55件、苦情以外の相談等は12件で計67件であった。

[受付件数と内訳]

区分	苦情	苦情以外の相談等	計
福祉サービスに関するもの	48	4	52
市の処分	7	_	7
市のサービス提供	29	_	29
市の介護保険に関する処分等	1	_	1
介護保険サービス提供事業者	11	4	15
介護保険以外の民間サービス事 業者	_	_	_
その他(福祉サービス以外のもの)	7	8	15
計	55	12	67

[分野別件数]

区分	苦情	苦情以外の相談等	計
福祉サービスに関するもの	48	4	52
高齢者福祉関係	8	2	10
障がい者福祉関係	7	1	8
生活保護関係	23	_	23
児童・母子関係	3	_	3
介護保険関係	4	1	5
その他の福祉サービス関係	3	_	3
その他(福祉サービス以外のもの)	7	8	15
計	55	12	67

[相談者の属性] ※表中の()は、福祉サービスに関するものの件数

区 分	苦 情	苦情以外の相談等	計
実 名	36 (32)	7 (3)	43 (35)
匿 名	19 (16)	5 (1)	24 (17)
計	55 (48)	12 (4)	67 (52)

区分	苦 情	苦情以外の相談等	計
本人	38 (34)	7 (3)	45 (37)
本人以外	17 (14)	5 (1)	22 (15)
計	55 (48)	12 (4)	67 (52)

[受付方法] ※表中の()は、福祉サービスに関するものの件数

区 分	苦情	苦情以外の相談等	計
来	12 (10)	4 (1)	16 (11)
電話	38 (33)	8 (3)	46 (36)
F A X	- (-)	- (-)	- (-)
手 紙	4 (4)	- (-)	4 (4)
電子メール	1 (1)	- (-)	1 (1)
1	55 (48)	12 (4)	67 (52)

(2) 苦情の処理結果

寄せられた苦情 5 5 件のうち、福祉サービスに関するものは 4 8 件であり、所管課または事業者に対し事実確認等調査を行ったものは 2 1 件であった。

そのうち、結果を相談者に通知したものは16件(市の機関が行う福祉サービスに関するもの13件、民間事業者が行う福祉サービスに関するもの3件)、匿名等により結果を相談者に通知しなかったものは5件であった。

また、相談者が所管課または事業者に対して、氏名等を明らかにすることを望まないなどの理由により、具体的に調査を行わないが、所管課または民間事業者に対し、事務局から苦情の内容を報告し、取り扱いに配慮を求めたものが13件(市の機関が行う福祉サービスに関するものが8件)あり、所管課や民間事業者において、職場内で周知を図り、今後の対応の改善に向けた取り組みが行われた。

さらに、事務局または委員が実情等を聴取し、説明・助言により相談者が了解したものが6件、対応途中で苦情に対して一応の解消・軽減が図られたもの2件、その後連絡がないなどで対応出来なかったものが1件、福祉サービスの個別の利用に係るものでないため、制度で取り扱う対象外のものが5件であった。

福祉サービス以外に関するものは7件であったが、本制度で取り扱う対象外のものであるため、 苦情の内容を聴取後、所管する関係機関等へ連絡し、対応を依頼した。

[処理結果]

区 分	件数	具体事例No.
福祉サービスに関するもの	48	
調査を実施したもの	21	
申立書を受理し、調査結果を通知したもの	_	
苦情の相談を受け、相談者に調査結果を通知・報告 したもの	16	1, 4, 10, 14, 16, 18, 21, 22, 24, 25, 26, 29, 30, 40, 41, 42
相談者に調査結果の通知はないが, 所管課または事 業者に配慮を求めたもの	5	3, 8, 9, 13, 17
調査を実施しなかったもの	27	
所管課または事業者に苦情の内容を伝え、対応に配 慮を求めたもの	13	2, 5, 6, 7, 11, 20, 31, 32, 33, 35, 36, 38, 39
苦情を聴取し、説明および助言等により相談者が了 解したもの	6	15, 19, 23, 34, 37, 43
対応途中で、苦情に対して一 応の解消・軽減が図られたもの	2	27, 28
関係機関に対応を依頼したもの	_	
その後の連絡が取れず、対応を中止したもの	1	12
継続中	<u> </u>	
制度で取り扱う対象外のもの	5	
その他(福祉サービス以外のもの)	7	
計	55	

(3) 結果通知の内容

申立てに至る苦情はなかったが、申立て以外の16件については、苦情処理委員の意見を踏まえ、 市または民間事業者に改善を依頼し、その改善内容を相談者に通知するなどの対応を行った。

(4) 苦情以外の相談等の処理結果

苦情以外にもさまざまな相談等が、12件寄せられた。

区分	件数	主 な 内 容
福祉サービスに関するもの	4	
市の処分	_	
市のサービス提供	_	
市の介護保険に関する処分等	<u> </u>	
介護保険サービス提供事業者	4	事業者はヘルパーの訪問先での仕事ぶりを把握していないケアマネジャーの言動について
介護保険以外の民間サービス 事業者	_	
その他(福祉サービス以外のもの)	8	・ 町内会役員の勝手な行動について ・ 一人暮らしの隣家の処理について
計	12	

上記の相談等については、事務局が必要に応じて所管課に問い合わせるなどして、相談者に対して説明・回答を行ったが、相談内容によっては関係機関または他部局を紹介し、直接相談するよう助言した。

[処理結果]

区 分	件数
相談等の内容を聴取後、説明・回答を行ったもの	8
関係機関・他部局を紹介したもの	4
計	12

3 苦情の具体事例(福祉サービスに関するもの)

分類等については、参考資料1(22ページ~23ページ)をご覧ください。

(1) 市の処分に関する苦情

				1 1. 1.		110.1
分	類	等	生活保護関係	相談者	本人	、(実名)
			帰函前に居住していた住宅の取り壊しが決まり、契	約満了後は	更新出来	ないことか
			ら、出身地の函館市に転居してきた。			
				に来て保護	申請をし	たところ,
			申請時に記載した住所に居住実態がないとの理由で却	下された。	その後.	再度. 保護
			申請をしたが、再三に渡り申請の際の住所地の変更を			
要		旨	性が無い。	C400.8C	радин (1742)	(1)/L((C/)/L
			「エバーボット。 入居予定先の大家は、保護が決定し、敷金等の諸費	田ぶ古公々	カステレ	アカカガ
			本契約を出来る旨話していることから, 敷金等の費用			
			と,支給出来ない場合には,一時立て替えて,分割で	の支払いを	検討して	もらえるか
			どうか、所管課に確認してほしい。			
			所管課に確認したところ、保護申請書の提出があっ	た日の午後	に,地区	担当のケー
			スワーカーが調査を行ったが、申請書に記載のあった	住所に居住	実態が確	認されない
			ため、翌日に保護申請却下通知書を本人に渡した。			
			同日、改めて申請があったため、現在の居所を確認	したところ	,当初,作	生所の特定
			が出来なかったことから,住居が定まっていない場合	には、駅や	付近の店舗	等を居所地
		_	 として定め申請することもあり、相談者には、函館!	訳を居所地	とするこ	とを話した
処ま	里 結	i 果	が、最終的には、相談者から知人宅に居住の実態があ			
			人宅を住所地とした。	ФПАНН	0,7 - ,2 -	C// 2, / / / /
			なお、所管課から、保護開始時において、住居がな	い考の住宅	ななほど図	動全垒
			の支給(上限額はある)は出来るが、保護申請とは別		- ,	,
			せて諸費用の立て替え等は出来ない旨,伝えてほしい	とのことた	った。相談	談者には,
			以上のことを伝え、対応を終了した。			

分 類	等	生活保護関係	相談者	本 人	〈実名〉
		自分は、30年前から生活保護を受給している。先	月,車の使	更用の件で作	呆護を打ち
		切られたが、現住地に転居し保護の再申請をした。			
		4年前にも車の件で指導を受け、一度保護を打ち切	られた。こ	の時に二	人の生活保
		護担当者が来て、まるで警察官の様な態度で執拗に追	求された。		
		生活保護を受給して車を使用出来ないのは分かって	ているが,	交通が不住	更なところ
		や,身体不自由で病院への通院には認めている。友人	に聞いたら	っ、この足の	の状態を見
要	目	て障害4級か5級になると言われた。足が悪く杖をつれ	かなければ	歩くのも一	苦労だ。
		以前、生活保護者は、カラーテレビを持てなかった	時代があっ	たが、今の	の時代に車
		の所有を認めなければ、日本の経済は良くならないし	,毎年3万	「人もの国」	民が自殺し
		ている現状を公務員が変えて行かなくて良いのか。			
		生活保護を打ち切られたら、自分は暮らしていけな	い。私も今	は穏やかり	こしている
が、あまりに対応がおかしければ今後どうなるかわからない。このことを所管調					所管課に伝
		えてほしい。			
		相談者に、保護申請が却下された場合の不服の申立	は、当事務	帰でなく	比海道への
処 理 結	果	「審査請求」となる事を伝えるとともに、相談者から	苦情内容を	:所管課に	云えてほし
		いとの話があったので、所管課に苦情内容を伝え、対	芯を終了し	た。	

(2) 市のサービス提供に関する苦情

分类	類 等	職員の対応	相談者	本 人 (匿名)
要	以田	チラシには、「相談員に悩みを話して、一緒に考えり、記載の内容を信じ電話した。相談員には、自分でい、どのように考えたら良いか助言をもらいたい旨意た。相談も1時間近くになり、助言を求めたところ、から、分からない。」、「ここは解決する場ではない、関チラシでは、解決の手助けをする相談窓口として広かしいのではないのかと食い下がったところ、「ほかはます。」と強制的に電話を切ろうとした。その相談員司か苦情の窓口を教えるよう求めたら、苦情処理の事は、職場の人間関係程度の悩みだったが、切実な悩みたら、逆効果になり精神的に追い詰められることになは、相談を受け付けさせないでほしい。	は気づかな話をし、了! 「当事者と 引くだけてる 報相談らちが 事務局を紹 を持った人	い点を指摘してもら 承を得て相談を始め 直接話をしていない ある。」と言われた。 のに、その対応はお 来たので電話を切り あかないと思い、上 介された。私の相談 が、この者に相談し
処理	結果	相談者からは、回答を求められていないので、今後 課に相談内容を伝えた。	 の対応に配	慮を求めるよう所管

分類等	職員の対応	相談者	本 人	、(実名)
要旨	妻のリハビリ施設入所に係る収入申告書の添付書類確認書を紛失した旨話したところ、その者は、納付確いで、まず初めに、個人情報満載の通帳の写しの提出写しを提出しないと申請を受け付けないとも言われた憤りを感じているので、謝罪をしてほしい。	認書の再交	で付の説明	を一切しな た, 通帳の
処理結果	委員意見:今回の苦情は、国保料の納付確認方法に員と相談者の間に情報の錯綜が生じたことが原因と考担当職員が初期対応時に預金通帳の写しの話を先において、相談者から預金通帳の写しの提出の申し出がの提出が一般的に行われていることから、本手続きをったものと推測される。 一方、相談者においては、今回の申請時に、預金通類を先に提案して欲しかったとのことであるが、この者との間で会話内容の齟齬があったこと、および、そと違っていたことを認識し、別の確認書類の提案をし員の対応は適切に行われていたものと思われる。また、相談者が預金通帳の写しがないと申請を受けては、相談者と担当職員の言い分が異なっているとこが提出されなくても、一定額の給付を受けることがでたとしても申請そのものを拒否することはないため、付けないと発言した可能性はほとんど考えられない。以上のことから、本件の事務執行に関し、所管課窓たは相当でない点はなかったと考える。ただし、担当職員が適切に対応したとしても、結果ている点は否めないことから、所管課に対しては、今なく、より親切・丁寧な説明を心がけて対応するよう。	えしあ円 帳点のて 付ろき担 口 的後、らたっ滑 のに後い け,,当 担 に,る景こ進 しい担こ い申付員 者 談民のにとめ でて当と と請書が の 者か	は、昨年のたいというは、時年のたいというは、 は、 は	の手続写の 関係 では という では という はいま はい ない はい ない ない ない ない ない ない ない ない はい

分	類等	等	職員の対応	相談者	本人(匿名)
	F	١.	担当ケースワーカーが、近所で独居老人が死亡した		
要	Ē	Î	ばれた等,不安になるような話をしてくる。自分は精 不安にさせるような話題をしないようにしてほしい。	作(草のす()の	めるので、訪問時に
			相談者からは、自分のことを知られたくないとの申	し出であっ	たが、担当ケースワ
h⊓∓	田公士	田	ーカーの上司に対し、対応に配慮をするよう伝える旨	話をしたと	ころ、相談者の了承
処理系	生 和 2	木	があったので、所管課担当者の上司に苦情の内容を伝	え,相談者	た対する今後の対応
			に留意するよう依頼した。		

分	類	等	職員の対応	相談者	本人	、(実名)
			私は母子世帯で生活保護を受給している。 3週間前	に、病院の	通院移送	費の申請手
			続きを子どもに頼んだが、支給日の連絡がないので、	担当ケース	ワーカー	に電話した
			ところ、まだ手続き中と言われた。連休があって忙	しいのは分	かるが,	遅すぎない
			か。			
要		旦	支給が遅れると家賃も払えないし、現在、電話を止	められ公衆	電話から	かけている
			状況にある。頭にきて、上司を出せと言ったら、別の	担当者が出	て、遅れ	ている理由
			も話さない。上司が居ないなら「席をはずしています	-。」と言え	ないのか。	。 自分は,
			交通事故で腰を痛め、緑内障も患っており、支所にも	行けないか	ら子ども	に頼んでい
			る。とにかく手続きを早くするよう伝えてほしい。			
<i>Ь</i> п. ∓	田红	田.	相談者には、苦情の内容を所管課に伝えることで、	了承を得た	ので, 所	管課に、相
処理系	生 和	福 未	談者の苦情の内容を伝え、相談者に対する、今後の対	芯に留意す	るよう依頼	質した。

分	類	等	職員の対応	相談者	本人(実名)	
			私は生活保護を受給しているが、担当ケースワース	カーの態度	や言い方が冷たい。	
			病院には医師から治療が必要なため毎日通院しなさい	ハと言われ	て,通っている。	
要		皿	毎日行く必要があるかどうか直接医師に聞けばいい	があるかどうか直接医師に聞けばいいのに聞こうともしない。また、		
			まるで自分がお金を払っているような言い方をする。「	作年,母が	なくなってから、現	
			担当者に代わったが、前任者は普通に話をしてくれた。)		
処り	里 結	果	話の内容を所管課に伝えることで、了承を得たので、	対応を終	了した。	

No.8

分	類	等	職員の対応	相談者	その他(匿名)
==		Ţ	老人福祉センターの受付職員の中に、無料で利用さ		
要		目	いる。その職員の身分や名前も分からないため,文句 を着用させたら良いと思う。名札を付けることで,仕		
			間なら当たり前のことなので、所管課に伝えてほしい。)	
加工田公士	分 田	相談者には、匿名では、後日、回答を報告すること	は出来ない	が,所管課に対し提	
処理結		一木	案内容を伝えることは出来る旨話したところ、了承を	得たので,	対応を終了した。

分	類	等	職員の対応	相談者	本	人 (実名)
要		山区	相談センターの職員の対応に不快な思いをすること 勤務先のことを聞かれるので、毎回同じ事を質問する ところ、「メモをしていなかった、ごめんなさい。」と やりとりがあったためなのか、職員から、「子どもを残 急な用事ができ、子どもを預ける必要があるから電 応に、腹立たしく思った。全職員ではないが、言葉づ とがあるので、改めてほしい。	必要がある 笑いながら いますか。 話している	のか職 答えた 」とも 」のに,	員に質問した 。このような 言われた。 このような対
処	理 結	果	相談者は、謝罪を求めている訳ではないことから、 話し、了承を得たことから、対応を終了した。	所管課に苦	情内容	を伝える旨を

分 類 等	制度関係	相談者	本 人(実名)
要旨	自分は障がい者で、市営住宅に住んでいる。冬にな 止めの取り付けを所管課にお願いしているが、相手に がい福祉計画では、バリアフリー社会の実現とあり、 える市民の主体的な地域福祉活動を推進するなど障が るが、実際は具体性がなく現実的でない。	してもらえ 障がいのあ	ないでいる。市の障 る人の地域生活を支
処理結果	相談者は、例年、同じ内容の苦情を寄せており、そ あったが、事務局では市営住宅を管理する所管課の記 で、その内容を伝える旨話をしたところ、所管課から	説明等を以 は、何度も したところ	前から聞いていたの 説明を受けているの , 玄関マットは, 制

分	類	等	職員の対応	相談者	本人(実名)
要		⅓Ⅲ	私は、自律神経失調症で、睡眠時間が少なく体調がきないため、宅配業者の素材で賄っており、また、睡我の度に病院で検査があることから、お金がかかる。をつけて。」と言われると、怒られている気がして、る。「気をつけて。」といわれても、足がふらつくのでことを担当者に伝えてほしい。	眠不足のた 担当ケーン そのことで	が足がふらつき, 怪 スワーカーから, 「気 悩み, 眠れないでい
処理	浬 結	果	相談者からは、担当ケースワーカーに、自身の病状望があったことから、そのことを伝える旨説明し、「た。		

分 類 等	制度関係	相談者	本人(匿名)
要旨	私は、病気療養のため子どもを保育園に預けていることから、分納にしてもらっていた。今年4月に所管ていると言われた。14.6パーセントの延滞金がか14.6パーセントの延滞金が具体的にいくら位にた。まさか、行政が消費者金融なみの利率をとろうとショックを受けた。 毎月、分納額は必ず納めていたので、そこまで高額なかった。金銭的に余裕のない病気の人間にまで、行のか。	課へ出向いかりますとなるとは, していると していると の延滞金を 政はこのよ	かたら、延滞金がつい の説明はあったが、 教えてもらえなかっ も思わなかったので 請求されるとは思わ うなことをしてくる
処理結果	メールでの相談であったが、文面の内容では相談 ら、再度、相談者に説明を求めたところ、数日経過し を終了した。 なお、相談者のメールについては、業務の参考にし した。	ても返答が	ないことから、対応

分 類	頁 等	職員の対応	相談者	その他(匿名)		
		施設名称が書かれた車両を、喫煙しながら運				
要	以田	転しているのを見かける。高齢者の送迎用の車両なら、運転中の喫煙は控えるべきではないか。 また、施設内でイベントを開催した際に、職員が飲酒しながら勤務をしていた様子だったが、帰宅時に運転していたのではないのか。それが事実であれば、施設の体質				
		に問題があると思うので、注意してほしい。	, on 1.50	NOW WOOD WITH THE		
		所管課に確認をしたところ、運転中の喫煙は、利用				
		て行われていたことから,今後は,福祉に関わる車両	での喫煙を	全面禁止にするとの		
処理結果		こと。 また、イベントでの職員の飲酒については、ボラン の個人負担と来場者からの差し入れ等によるものであ なかったとの報告があった。	• -			

分 類 等	申請・認定関係	相談者	本人(実名)			
要旨	現在、生活保護申請中であるが、所管課から送付されてきた書類に誤りがあったため担当者に伝えたところ、書類に訂正印を押して、何事もなかったように返還された。重要な書類であるはずなのに、こんな間違いがあっても良いのか、所管課の考えを聞きたい。					
処理結果	で、記載内容を確認 案であり、再発防止 方を理解したとの話					

分	類	等	職員の対応	相談者	本人(実名)
要		山口	自分は精神的に不安定な面があって生活保護を受給 ーと折り合いが悪く、困っている。 子どもが進学し、世帯から離れたので、自分も、少 もうと考え、引越し先を見つけた。担当者からは、引 ので、3月に転居する旨話をしたところ、「やっぱり馬 明確な理由も話さない。 怪我をして鎖骨を手術したが、包帯を巻いていてもい態度をされた。 以前のケースワーカーはとても親身になって相談に はあわないし、我慢するからストレスが溜まる。担当いのは分かっているし、事務局から苦情があったこと 関係がこじれてしまう恐れがある。	しでも家賃 っ越しても 太目, 4月 [~] 血だらけに のってくれ 者を代えて	で安いアパートに住 良いと言われていた でないと。」と言い、 なっているのに冷た たが、今の担当者と もらうことは出来な
処田	埋 結	果	相談者からは、自分の思いを市の職員に聞いてもら 務局の対応は必要ないとの申し出であった。このためた。		

分 類 等	職員の対応	相談者	親子(実名)	
要旨	施設を利用している子どもが、女性にいたずらを る。施設側ともめる気持ちはなく、ただ、自分の子ど ないことを理解してもらいたい。		•	
施設に確認したところ、いたずらの事実や噂も確認されていないとのことだった 処理 結果 相談者にはその旨を伝えたところ、安心して子どもを通わせることが出来るとの あったことから、対応を終了した。				

分	類	等	職員の対応	相談者	本人(実名)
要		山区	生活保護を受給しているが、家賃等の支払いがある くしてほしいことや、家庭訪問時に不在の場合は、連 職員にお願いしたが、いろいろ話されても困ると言わ 職員からは、生活保護者を侮辱するような態度を取ら らないと思った。このことを上の人に伝えてほしい。	絡票を入れ れ伝言を断	てほしいことを窓口 fられた。また, 別の
処:	理 結	果	相談者から,所管課に伝えるよう要求があったこと 承を得た。 所管課には、苦情内容を伝え、相談者に対する今行 た。	ŕ	

分	類	等	職員の対応	相談者	本	人	(実名)	
		担当ケースワーカーが家庭訪問に来た際、当初は、転居指導や求職活動						
			も通り平穏にしていたが、帰り際にいきなり態度が急	憩変して, こ	これが市	可職員	員の話す言	
			葉かと思えるような、暴力的な発言をされた。					
			担当者には,人の家で大声を出さないでくれと言い	、 所管課	こ電話を	とし,	上司に来	
要		业	てもらうことにした。その間、担当者に暴力をふるれ	つれるのでに	まと,隊	ない ない ない はい	こ引きこも	
女		Ħ	った。					
			10 分ほどで上司が来たので,担当者に,先ほど σ	発言をも	う一度言	うつ	てほしいと	
			話したところ、何もしゃべらなかった。また、その上	こ司は部下の	のしたこ	221	こ対して、	
			謝罪の言葉もなかった。このような職員を使っている	のは問題で	である。	公社	务員が使う	
			言葉でない、職員の処分を求める気持ちはある。					
			相談者から、所管課と直接会うのは嫌なので、事務	局から苦情	内容を	伝え	てほしい	
<i>Б</i> Л. Э	理 結	: 里.	ことや、苦情内容を聞いて所管課のほうで何らかの対	応を行うの	であれ	ば,	文書にて	
	生 作	1 /	ほしいとの申し出があったことから、相談者には、所	管課にその)旨伝え	るこ	とで了承	
			を得た。					

分類等	制度関係 相談者 本 人 (実名)			
要旨	市の所管課に補聴器の調子が悪いので、取り替えを相談したが、取り替え時期は給付から5年後とのことで、話を聴いてもらえなかった。 補聴器は、電化製品と同じで、不良品にあたれば5年と言わず壊れるものなので、 市も柔軟に対応してほしい。			
相談者からは、補聴器の修理が済んでいることから、所管課に対応を求めないが、 処理結果 障がい者が困って相談していることを理解し、柔軟に対応してほしいとの申し出であったことから、所管課にその旨を伝え、対応を終了した。				

No20

分	類	等	申請・認定関係	相談者	本 人 (建	[名)
			子どもが利用している障がい者施設の利用時間につ	いて所管課	に尋ねたとこ	ろ, 担
			当者が不在のため、その上司が応対してくれたが、質	間に対し答	えられず、調	べて返
			事するとのことだった。			
要		山口	分からないのであれば、後で、担当者に連絡させる	と答えてく	れた方が、無	駄な時
			間を取らないで済んだ。			
			また,市は福祉に関する部署の異動が早いので,福	祉関係をよ	く知っている	職員が
			少ないことから,こんな状態を招くことになる。			
			相談者から、調査等は不要との申し出であったため	頭聴にとど	め電話を終了し	した。
			なお、所管課に確認したところ、質問のあった利用	方法は事例	がないことか	ら, 即
処理	理 結	果	答を避け、翌日、担当者に確認の上連絡をした。その	後,施設側	から,相談者	と話合
			いをした結果、利用方法の組み合わせで、時間の延長	が可能とな	ることから,	双方が
			合意したと連絡を受けたとのことだった。			

No21

分 類 等	職員の対応	相談者	本 人	、(実名)	
要旨	以前,親しくしていた生活保護受給者と荷物の引き取りの件で話をしたかったが, この者と連絡が取れないことから,所管課に電話したところ,対応した職員の口調が 馬鹿にしているようで,事務局に電話した。				
処理結果	所管課に確認したところ、相談者には、荷物の処分人の了解があれば連絡先を伝える旨話をしたが、受給を取りたくないことや、荷物の処分については、一筆送付したいとのことだった。 なお、職員の口調については、相談者が生活保護制都市の状況に対して感心して言った言葉で、相談者をとのことだった。以上のことを相談者に伝え、対応を	者からは, 書くので, 度を良く知 馬鹿にした	相談者とはその文書	は一切連絡 を相談者に 様子で,他	

分 類 等	制度関係	相談者	本	人 (実名)			
要旨	ストーブが壊れたので、担当ケースワーカーに相談したところ、実費で安いポータ ブルストーブの購入を勧められた。室内は、広く仕切りがないため、冬期間の暖をといるには、ポータブルストーブでは困難なことから、煙突で使用出来るストーブの購入費用を出してもらえないか。保証人がいないことから、借り入れも出来ず困っている。						
所管課に確認したところ、ストーブの購入費用に対する扶助は、新規 象で、継続受給者は対象外である。春に相談者から、ストーブの故障を その購入費用については、保護費から貯蓄するよう指導してきたとのこと 相談者には、ストーブの購入費用を扶助出来ないことや、11月から されるので、その中から工面し、購入しなければならないことを相談者 ろ、説明に納得したので、対応を終了した。							

No23

分	類	等	制度関係	相談者	親子(実名)
			母は、障害者手帳を持ち生活保護を受給しているが	,今年,特	定施設入居生活介護
			施設への入所に伴い担当課が変更になった。		
			また、今年は、手帳の更新もあり、等級が2級から	ら1級にな	ったが、今までの課
要	⊞	业	は、更新時期になると手帳を見せるよう連絡をくれた	が,現在の	担当課は、そのよう
女		Ħ	な指示や連絡がなかったので、担当ケースワーカーに	尋ねたとこ	.ろ, 申請は, 受給者
			に義務があるとの答えだった。この者の対応は、とて	も事務的で	義務や法律ばかり口
			にし、私達が報告を怠ったため、遡及しての支給は出	来ないとの	ことだった。
			法律に基づいたことなので、遡及がかなわないかも	知れないが	,納得出来ない。
<i>h</i> п. э	曲丝	分 田	相談途中で、所管課から相談者に連絡があり、改め	て説明する	場を設定することに
処理結果		一术	なったので、その状況次第で改めて相談するよう助言	した。	

No24

分	類	等	サービス内容・利用	相談者	本	人	(実名)
			母は生活保護を受給しているが、以前、未申告だっ	た収入があ	ったたと	め, 1	保護費を
			返還することとなった。その返還金については、当時	の担当ケー	スワー	カー	から返還
			が完了した旨告げられていたが、今年になって急に、	現担当者が	らまだ	反還	されてい
要		皿[[ない分があると言われた。所管課の言っていることは	信用出来な	いので,	未	納分の有
			無について第三者機関に調査して欲しい。				
			また、現担当者は、家庭訪問時、母にべったりくっ	ついて話を	rする。 t	母は	このこと
			を快く思っていないので、やめさせてほしい。				
			相談者からは,所管課の話が信用できないので第三	者機関に事	実関係	を調	査してほ
			しいとの依頼であったことから、返還金については、	当時の担当	者が,	未納	分があっ
処	理 結	果	たにも関わらず、誤って返還が完了した旨告げてしま	ったこと,	また, 🦠	家庭	訪問時の
			対応については、双方の話に食い違いがあり、事実関	係を確認て	ぎさなか	った	ことを相
			談者に報告し、対応を終了した。				

分 類 等	職員の対応	相談者	本	人 (実名)		
要旨	常識に欠けるような感じがした。また、家庭訪問時の目的とは関係のない別れた妻の職業のことを聞いてきた。この者の対応は許せないので、事実関係を確認し、その結					
処理結果	果を教えてほしい。 所管課に確認したところ、相談者が馬鹿にされたと感じたのであれば、対応が悪かったと考えていること。また、妻の職業を尋ねたのは、急に相談者がいずれ自立し、子どもの援助をしたい旨の話があったことから、別れた妻の世帯が生活に困窮しているものと思い、会話の流れで聞いたとのことであった。事務局から相談者に対し、所管課の話を伝えるとともに、所管課には、今後、相談者に対し慎重に対応することを助言した。					

分 類 等	制度関係	相談者	本人(実名)				
自分は障害年金で生活しているが、介護保険料が年金から引かれており、郵便に出来ないか市に問い合わせたところ、国に対して訴訟を起こす等の方法よりな言われた。妻は、郵便振込であり、自分の分も郵便振替に出来ないか、返事が							
い。 所管課に確認したところ、相談者には、納入者の希望により、介護保険料を収(年金から天引き)から普通徴収(納付書等)に変更することは出来ないこ処理結果 妻の介護保険料は、あくまで減免申請に伴う措置であることを説明した。また件については、国の制度上の問題なので、訴訟等の方法を話したとのことであ以上の内容を相談者に説明し、了承を得たので、対応を終了した。							

No27

分	類	等	制度関係	相談者	本 人 (実名)			
			生活保護を受給し、精神障がいで自宅療養中である	が,現在の	フアパートは, 1階で			
			道路そばということもあり、騒音が酷く療養にならない	道路そばということもあり、騒音が酷く療養にならない状況である。				
要		目	転居について、担当ケースワーカーに相談したとこ	ろ, 家賃1	しか出せないとのこと			
			だったので、敷金や運送代は出ないのか上司に確認し、	連絡をく	れるよう依頼した。			
			なお、医師に環境を説明したら、転居のための診断	書は出せる	とのことだった。			
			相談者には、回答を待って、納得いかない内容であ	れば、改め	て事務局に相談する			
			よう話をしたところ、その後、担当ケースワーカーか	ら医師の診	断書があれば転居費			
処理	里 結	i 果	用を認めるとの回答があった旨事務局に報告があった。					
			相談者には、転居費用として認められないものもあ	ることから	,担当者と良く相談			
			し準備するよう助言し、対応を終了した。					

分类	類 等	制度関係	相談者	本人(実名)
要	要 生活保護を受給している。担当課に転居費の申請をし、保護費の決定通知書が届いたが、火災保険料が申請よりも5千円ほど少ない。担当課に電話したところ、担当ケースワーカーが休みで、明日担当者から連絡させると言われたが、明日転居することとなっており、どうすれば良いか教えてほしい。			
処理	! 結 果	相談者には、担当ケースワーカーの上司に問い合わ 分からない事があれば、事務局に改めて相談するよう を得たので、対応を終了した。		

No29

分	類	等	制度関係	相談者	親子(実名)
			母が認知症を患い、グループホームの入所申し込み	をしたが,	その際に受けた施設
			の対応について抗議をしていたところ、突然、弁護士	から「受任	の通知」が送られて
			きた。		
要		旨	今後は施設側の代理人になるとのことだったが、こ	の弁護士は	、 函館市福祉サービ
女		Ħ	ス苦情処理委員とのことで驚いた。		
			これから事務局に相談するにあたり、不安を感じる	, もし, 椎	談しても却下される
			のではないか、また、委員が代理人になったことはī	市の苦情処	理に関する条例第8
			条, 第9条, 第10条に抵触する行為ではないのか。	事務局とし	ての回答を望む。
			・ 本市では、苦情処理委員を2名委嘱しているが	,苦情処理	にあたっては、委員
			2名の合議によることとしている制度の改善に係	る提言を除	き、各委員は独任制
			で職務を執行している。今後、相談者が当市の	苦情制度を	利用することになれ
			ば、利害関係を考慮し、もう一人の委員が適切に	対応する。	ただし、相談者が当
			市委員への相談等に不安を感じるということであ	れば、介護	保険制度に係る市の
処	理 結	果	相談窓口や北海道国保連合会,あるいは,北海道	社会福祉協	議会に設置されてい
			る北海道福祉サービス運営適正化委員会に相談す	る方法もあ	る。
			本案件は、委員が苦情処理委員という立場で調	査している	案件ではなく、あく
			までも本来の弁護士業務として引き受けたことで	あるので,	この行為をもって条
			例に抵触するものとは判断していない。		
			以上の内容を文書にて回答した。		

分	類	等	職員の対応	相談者	本人(実名)
			生活保護を受給しているが、今回、遡って障害年金	が支給され	ることとなった。遡
			及分は、返還の対象になるとのことだが、返還金の一	部を故障し	ているテレビの購入
要		山口	費用に充てることは出来ないか担当ケースワーカーに	尋ねたとこ	ろ、質問内容がうま
			く伝わっていないようで、話が噛み合わなかった。		
			事務局から所管課に対し、分かるような説明をする	よう話して	ほしい。
処理結	cm &±	· 田	所管課に相談内容を伝えたところ、後日、相談者か	ら十分な説	明を受けた旨の報告
	禾	があったことから、対応を終了した。			

分	類	等	職員の対応	相談者	本人(実名)
			担当ケースワーカーは不親切で、何を聞いても分か	らない, 自	分でやってと親身に
			なってくれない。		
₩		Ш	肝臓も悪く、糖尿病でおまけにケースワーカーのわ	ざと怒らせ	るような発言に精神
要		Ħ	的に参ってしまう。ストレスがたまり、眠れないので	眠剤を飲ん	でいるが, 手をあげ
			ないよう我慢しているが限界だ。普通に対応してほし	い。できれ	ば担当者を代えてほ
			しい。		
			以前から苦情相談を受けていた案件であるが,今回	は所管課主	査に苦情の内容を伝
処	理 結	果	えてほしいとの要望があったことから,所管課主査に	相談者の苦	情の内容を伝えると
			ともに、相談者に対する今後の対応に留意するよう依頼	頼した。	

(3) 市の介護保険に関する処分等に関する苦情

No.32

分類等	保険料・利用料関係	相談者	本 人(実名)		
要旨	要				
所管課の担当職員が介護保険料催告書を何故送付したのか説明しようとするも、相談者は相当興奮して全く話を聞こうとしない。 如理結果 相談者が「絶対にお金を払わない。」と言って帰ろうとしたことから、やむを得所管課職員が、後日相談者宅に行って説明することになったため、対応を終了した。					

(4) 介護保険サービス提供事業者に関する苦情

分	類 等	サービス内容・利用	相談者	本人(実名)
		兄弟が老人ホームに入所しているが、職員の配置に	ついて新聞	広告やパンフレット
		に記載されている内容と随分違っている。		
要	山口	夜間時には、ヘルパー1人体制になり、ブザーを鳴	らしてもす	ぐに来てくれない。
		このような施設に対して、市は注意出来ないのか。	また、夜間	時の職員の対応等に
		ついて掲示板で周知することは出来ないのか。		
		所管課に確認したところ、夜間時の職員配置は、各	階1人であ	っるため、状況によっ
		ては、ヘルパーがすぐに対応出来ないことはあるもの	と考えられ	るが、新聞広告の記
<i>Б</i> П. Э	理結果	載のとおり職員の配置がなされており、誇大広告とは	言えないと	のことであった。
ر علا	生 和 木	なお、相談者からは、回答を求められていないこと	から、施設	側に対し苦情内容を
		伝えるとともに,夜間時の介護体制の周知説明につい	て留意する	よう話し、対応を終
		了した。		

分	類	等	サービス内容・利用	相談者	本 人 (実名)
要		四八	私は精神障がいがあり、就労継続支援事業所を利用者よりも名指しで注意を受けることが多く、不満を持・作業時の服は、白の生地で薄く、下着の色が透けいめの色のジャージか別な物の着用をお願いした、ることから、生理用品の備え付けを提案したが、受・利用者には、衛生面について厳しく指導するが、もあり、言っていることは矛盾している。・ 利用者の健康面について、医療機関や家族と連携確認もしないし、職員研修も年2回実施することにいない。この苦情を北海道社会福祉協議会内の北海道福祉サえてある。	っている。 て見える状 また, 生理 け入れても 職員は, 私 を図ると言 なっている	況で、生理中は、濃 が急にくることもあ らえなかった。 服で作業をすること っている割に、薬の が、一度も実施して
処∃	理 結	果	相談者は、現在、北海道福祉サービス運営適正化委いることから、その機関を優先し、結果を委ねること		

分	類	等	職員の対応	相談者	本人(実名)
要		山口	デイケアサービスを利用しているが、請求金額に誤 アマネジャーが謝罪に来た。謝罪には誠意が感じられ スの内に入らないだろうとも受け取れるようなことを れば多くの人に迷惑をかけることになるので、事務処 の職員の対応について、責任者にはきちっとした教育 しい。	ず, 再度電 言われた。 理を正確に	話をしたところ, ミ このようなミスがあ することや, 謝罪時
処理結果			相談者から、苦情内容を事業者に伝えて欲しいとのは苦情内容を伝え、事業者への対応について依頼した。		っったので、所管課に

分	類	等	職員の対応	相談者	本	人 (匿名)
要		山区	両親とも介護保険を利用している。春に住宅改修のたのかどうかの連絡もない。そのことで、介護支援専返答であったり、介護保険の申請が遅くなり、その間など理解出来ない。事業者に対し、何度か苦情の電話ようで対応が悪い。会社の責任者に連絡し、処分か変しい。	門員に尋ね のヘルパー をしたが,	ても分 -の利用 誰かを	からないとの が制限される かばっている
処	理 結	果	相談者は、匿名で手紙による相談である。苦情の施となるが、利用者の住所が市内と思われることから、た。			

分	類	等	職員の対応	相談者	本 人	、(匿名)	
			3年前のことだが、私は週1回地域包括支援センク	ターのデイ	サービスを	を受けてい	
			た。				
			付き添いの職員が代わったとたん、迎えのバスがき	来ず、置い	てきぼりに	こされた。	
			センターのケアマネジャーは権限が凄いのか、こ	の者から私	いところ	に行くなと	
			言われていた前の所長は、家に来て私に謝ったのが	悪いと,首	「になった。	送迎バス	
要		山口	の職員を代えたのも、このケアマネジャーではないか。冷たい態度で、人を傷つけ				
			ても平気なので、私は精神的ないじめに遭っていた。職員を全て取り代えてと言っ				
			たから,こんな冷たい態度に出たのかと思う。				
			何があったのか、1年に担当ケースワーカーが3	人も代わっ	た。持ち	家だから,	
			引越しも出来ない。もっと体が悪くなって介護1か	2になるの	を待つし	かないが、	
			子どもはいないし、もうこれ以上長生きしたくない。)			
			平成24年度に受けた相談内容と概ね同じである方	ため,傾聴	にとどめて	ていたとこ	
処	理 結	果	ろ、相談者は、「落ち着いてきた。話を聞いてくれてお	ありがとう。	」と言っ`	て電話を切	
			ったので、対応を終了した。				

分	類	等	サービス内容・利用	相談者	本人(匿名)
要		皿[[私は、市外施設の訪問看護を利用しているが、訪問を入れてほしい旨伝えているが、守られないでいる。 高く、怒鳴られているように感じるので、指導してほ 看護を利用したいので、施設側にはうまく伝えてほし	また,その しい。今後	施設の職員の声が甲
処理 結果 当該施設に相談者の苦情を伝えたところ、事務局に苦情があった点は真摯に受 め、より慎重に対応していくとの話があったことから、対応を終了した。			·		

No.39

分 類 等	サービス内容・利用	相談者	本 人 (匿名)	
要旨	『パン屋でしえん計画出ません。しせつちょうこわいです。			
加工田公田	葉書での投函であり内容が不明のため、所管課に情	報提供する	とともに, 支援計画	
処理結果	内容について苦情があったことを配慮し、調査してほ	しい旨伝え	,対応を終了した。	

分	類	等	職員の対応	相談者	本人(実名)
要		田区	施設のケアマネジャーは、お金にならないと動かない人である。母の見舞いを約束したにもかかわらず守らないし、母の入院費について相談したときも、家を売りアノートに入居し、お金が無くなったら、改めて相談してなど、人の心を傷つける者であることから、公の機関から注意をしてほしい。		きも、家を売りアパ
処:	理結	;果	所管課を通じ当該施設に相談者からの苦情を伝えた ネジャーに対し指導を行った旨報告があった。相談者 た。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

分類等	職員の対応	相談者	親 -	子(実名)
型 を			こついて, 施 えしたら, そ まっている	
当該施設に確認したところ、相談者の母が入所したいとの申し出があったことや、仮に4月以降設内の審査を経て決定することになるので、個人相談者に話した覚えはないとのことであった。ましていくことになるが、入所日については、現入ならない場合があることを理解願いたいとのこ以上のことを相談者に伝えたところ、4月以降答に納得出来ないとのことだった。 事務局からは、双方の話に食い違いがあり、どえるとともに、施設を利用している母の状況を優ら新しい入所先を探していくよう助言し、対応を		続して利用 判断でその 新しい施設 の状況等に った。 用の件につ が正しいか 考え, 今後	目させる場)ような重 はは、家族 こよって希 いては、	合には、施 要なことを と相談し探 望どおりに 施設側の回 は来ない旨伝

							No.42
分	類	等	サービス内容・利用	相談者	本	人	(実名)
			私は、生活保護を受給している。腰の痛みが治まら	ないことか	ら,食料	斗品の	買い物
		山口	や料理については、ホームヘルパーに頼もうと思い、	介護認定の	申請をし	ンた か	,判定
			結果が出るまでに時間がかかるので、事業者と週2回	の訪問とす	る仮契約	Jを結	んだ。
			その後、訪問時間の変更や訪問日を週3日にしても	らいたくホ	ニームヘノ	レパー	の責任
			者に話したところ、最初良いような話をしていたにも	関わらず,	結果的に	こは退	13日の
要			訪問は出来なかった、良いような話をしていたのだか	ら,一言謝	罪や説明	月の言	葉があ
			るべきではないか。				
			また、ヘルパーに買い物を頼むと自分の車で買って	てくる。そ	の際に,	交通	費とし
			て、1キロあたり30円を請求される。生活保護を受	受けている	身には,	貴重	なお金
			だ。事業所がこのようなお金を取っても良いのか。ま	た、病院へ	の移送費	責は保	護費か
			ら出るのに、なぜ、この費用は保護費から支給出来なり	いのか教え	てほしい	١,	
			ホームヘルパー責任者の対応については、事業者に	苦情内容を	伝えたと	こころ	,責任
			者と相談者の間で認識が食い違っていたことから、改	めて責任者	から相談	炎者に	対して
加工田			説明を行った方が良いと苦情処理委員から意見があった。	た。			
	用結	苦果	その意見を受け、改めて責任者から相談者に説明を	行ったとこ	.ろ,相談	炎者の	了承を
/ -	工 //山		得ることが出来た。				
			また、ホームヘルパー利用に伴う交通費の負担につ	いては、所	管課から	b相談	者に説
			明し、生活保護費からの交通費の支給の有無は、相談	者が担当ケ	ースワー	ーカー	に確認
			することで了承したので、対応を終了した。				

分	類	等	サービス内容・利用	相談者	本人(匿名)		
			身内の者が、今年の春からヘルパーを利用しているが、地域包括支援センターの職				
			員との間に、サービスの進め方や福祉のとらえ方等に	対し温度差	を感じる。		
要 旨 支援センターは高齢者の情報収集の場なのか、役割がよくわ		がよくわか	からない。同居してい				
			るおばあちゃんに言ってもらちがあかないから相談しているのに、支援センターから				
			距離をおかれ、方向性が見えてこない。				
			相談者から、何か所かある支援センターが全てとい	う訳ではな	いが、センターの役		
処理	里 結	i 果	割に温度差を感じている人もいることを分かってほし	かった、話	を聞いてもらい気持		
			ちが楽になったので調査等は必要ないとの申し出があ	ったため、	対応を終了した。		

参 考 資 料

- 資料1 苦情等の分類
- 資料2 函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例
- 資料3 函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例施行規則

資料1 苦情等の分類

1 受付分類について

区分	· j	分 類 基 準
苦情	丰 月	相談内容の中に、次のような内容が含まれているもの ① 市の機関および民間事業者への不満 ② 市の機関および民間事業者から被害を受けた ③ 市の機関および民間事業者との間にもめごとが生じた 等利用者の信念や考えに基づく苦情、苦言などを含んだ意見・提言
相談等		苦情以外の相談や問合せで、 ① 話を聞いてほしい ② サービスに関して、アドバイスをしてほしい 等内容に苦情的要素を含まないものであり、その内容が明確なもの

2 苦情等の種別について

2 古情寺の煙別につい	古情寺の種別について							
区分	分 類 基 準	苦情等の内容						
市の処分	サービス利用者・申請者の個別的な状況 に基づき,市が決定・実施する処分(行 為)に関するもの (措置・認定・処遇等)	①高齢者関係 ②障がい者関係 ③生活保護関係 ④児童・保育関係 ⑤母子関係 ⑥その他						
市のサービス提供	市の処分に基づいて、市が直接提供する サービスおよび市が取り扱っている福祉の 事務に関するもの (委託先法人に関するものを含む。)	①制度関係 ②申請・認定関係 ③職員の対応 ④サービス内容・利用 ⑤その他						
市の介護保険に関する処分等	要介護認定や保険料徴収等の介護保険に係る行政処分および制度に関するもの	①制度関係 ②申請・認定関係 ③職員の対応 ④サービス内容 ⑤保険料・利用料関係 ⑥その他						
介護保険サービス 提供事業者	介護保険サービス提供事業者が提供する サービスに関するもの	①職員の対応 ②サービス内容・利用 ③利用契約関係 ④介護支援専門員 ⑤その他						
介護保険以外の 民間サービス事業者	介護保険以外で、民間福祉サービス事業 者が提供するサービスに関するもの (利用者間の契約に基づくサービスを含む。)	①職員の対応 ②サービス内容・利用 ③利用契約関係 ④その他						
その他	福祉サービス以外に関するもの	①医療関係 ②地域関係 ③その他						

3 処理結果について

区分	分類基準
【解決・了解】 ・ 申立書を受理し、調査結果を通知したもの ・ 苦情の相談を受け、相談者に調査結果を通知・報告したもの ・ 相談者に調査結果の通知はしないが、所管課または事業者に配慮を求めたもの ・ 所管課または事業者に苦情の事実を伝え、対応に配慮を求めたもの ・ 苦情を聴取し、説明および助言等により、相談者が了解したもの ・ 対応途中で、苦情に対して一応の解消・軽減が図られたもの	相談者の相談目的が、一応達成されたと判断できたり、確認ができた場合 ① 相談者の混乱や不安が解消 ② 相談者の意向が反映されることとなり、 苦情に対して、一応の解消または軽減がなされた場合等
関係機関等に対応を依頼したもの	苦情の内容が管轄外であるため関係機関・他 部局に情報提供等を行った場合 (相談者に関係機関を紹介した結果,本人が関 係機関や他部局に相談する意向を持っている場 合を含む。)
その後の連絡が取れず、対応を中止 したもの	相談者からの連絡がなく、対応を中止した場合 (匿名のため連絡が取れないもの等)
継続中	① 相談の継続が必要な場合であり、相談者 の意思により次回の相談等が予定されてい る場合 ② 調査等が継続している場合
制度で取り 扱う対象外のもの	苦情内容が福祉サービスの個別の適用を受けている者に直接関わらない場合
その他(福祉サービス以外のもの)	上記のいずれにも属さない場合

資料2 函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例

平成12年12月20日 条例第66号

目次

- 第1章 総則(第1条~第5条)
- 第2章 福祉サービス苦情処理委員 (第6条~第11条)
- 第3章 申立ての手続、調査、勧告等(第12条~第19条)
- 第4章 雑則 (第20条・第21条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉サービスの適用に係る市民の苦情の処理に関し必要な事項を定め、公平な立場で適切かつ迅速に処理することにより、市民の権利利益の 擁護を図り、もって市政に対する市民の信頼の確保に資することを目的とする。 (定義)

第2条 この条例において「福祉サービス」とは、福祉のサービスその他福祉に関する事務事業をいう。

(申立事項)

- 第3条 この条例による苦情の申立て(以下「申立て」という。)をすることができる事項は、市の機関が行う福祉サービスの個別の適用に関するものとする。ただし、次に掲げる事項については、申立てをすることができない。
 - (1) 裁判所において係争中の事項または既に裁判所において判決等のあった事項
 - (2) 現に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てを行っている事項または不服申立てに対する裁決もしくは決定を経て確定している事項
 - (3) この条例により苦情の処理が終了している事項 (申立人)
- 第4条 申立てをすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする
- (1) 福祉サービスの適用を受け、もしくは取り消され、またはその申請を却下された者(以下「本人」という。)
- (2) 本人の配偶者または3親等以内の親族
- (3) 本人と同居している者
- (4) 本人の住所地の区域を担当する民生委員
- (5) 市の区域を担当する身体障害者相談員または知的障害者相談員
- (6) その他市長が特に認める者

(申立期間)

第5条 申立てをすることができる期間は、当該申立てに係る事実のあった日の翌日から起算して1年以内とする。ただし、函館市福祉サービス苦情処理委員が、この期間内に申立てをすることができなかったやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第2章 福祉サービス苦情処理委員

(設置)

第6条 第1条の目的を達成するため、函館市福祉サービス苦情処理委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員の定数等)

- 第7条 委員の定数は、2人とする。
- 2 委員は、人格が高潔で、福祉に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が 委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員の解嘱)

第8条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、または委員に職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。

(委員の職務)

- 第9条 委員は、それぞれ独立して、次に掲げる職務を行う。ただし、第3号に掲 げる職務(制度の改善に係るものに限る。)については、委員の合議によるもの とする。
 - (1) 申立てについて調査し、適切かつ迅速に処理すること。
 - (2) 是正の措置を講ずるよう勧告すること。
 - (3) 制度の改善等について提言すること。
 - (4) 市長の諮問に応じ、社会福祉法人等が行う福祉サービスについて意見を述べること。
 - (5) 社会福祉法人等が行う福祉サービスに係る苦情の相談を受け、および必要に 応じこれに関し市長に意見を述べること。

(委員の責務)

- 第10条 委員は、福祉サービスに関する市民の権利利益の擁護者として、公正かつ 適切に職務を遂行しなければならない。
- 2 委員は、その地位を政党または政治的目的のために利用してはならない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様 とする。
- 4 委員は、申立ての処理に当たっては、個人情報の保護について最大限の配慮を しなければならない。

(市の機関の責務)

第11条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。 第3章 申立ての手続、調査、勧告等

(申立手続)

- 第12条 申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を委員に提出 しなければならない。ただし、委員が書面によることができない特別の理由があ ると認めるときは、口頭により申立てをすることができる。
 - (1) 申立てをしようとする者の氏名および住所
 - (2) 申立てに係る事実のあった日

- (3) 苦情の内容
- (4) その他規則で定める事項

(調査に係る通知)

- 第13条 委員は、申立てについて調査をするときは、関係する市の機関にその旨を 通知しなければならない。
- 2 委員は、申立てがその要件に適合しないと認めるときは、その旨を理由を付して申立てをした者(以下「申立人」という。)に通知しなければならない。
- 3 委員は、申立ての調査を開始した後において、申立てがその要件に適合しなくなったこと等により当該調査を中止したときは、その旨を理由を付して申立人および関係する市の機関に通知しなければならない。

(調査の方法)

- 第14条 委員は、申立ての調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し 説明を求め、その保有する帳簿書類その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を 求め、または実地に調査することができる。
- 2 委員は、申立ての調査のため必要があると認めるときは、関係者に対し、質問 し、もしくは事情を聴取し、または実地に調査することについて協力を求めるこ とができる。

(審查)

第15条 委員は、申立ての調査の結果に基づき、当該申立ての内容の当否について 審査しなければならない。

(勧告等)

- 第16条 委員は、前条の規定による審査の結果、申立てに理由があると認めるときは、市の機関に対し、当該申立てに係る福祉サービスの個別の適用について是正の措置を講ずるよう勧告しなければならない。この場合において、委員は、勧告の内容を申立人に通知しなければならない。
- 2 市の機関は、前項の規定による勧告を受けた場合において、是正の措置を講ずるときは当該措置の内容を、是正の措置を講ずることができないときはその理由を委員に報告しなければならない。この場合において、委員は、報告の内容を速やかに申立人に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による報告は、勧告を受けた日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。
- 4 委員は、前条の規定による審査の結果、申立てに理由がないと認めるときは、 その旨を理由を付して申立人および関係する市の機関に通知しなければならない。
- 5 第1項の規定による通知および前項の規定による通知は、申立てがあった日の翌日から起算して45日以内にしなければならない。ただし、この期間内にすることができない特別の理由があるときは、その旨を理由を付して申立人に通知しなければならない。

(提言等)

第17条 委員は,第15条の規定による審査の結果に基づき必要があると認めるときは,市の機関に対し福祉サービスに係る制度の改善等について提言することができる。この場合において,委員は,提言の内容を申立人に通知しなければならない。

- 2 市の機関は、前項の規定による提言を受けた場合において、制度の改善等をするときはその内容を、制度の改善等をすることができないときはその理由を委員に報告しなければならない。制度の改善等をすることができる場合において、それを直ちにすることができないときは、それをしたときに、その旨を委員に報告しなければならない。
- 3 前項前段の規定による報告は、提言を受けた日の翌日から起算して90日以内に しなければならない。
- 4 委員は、第2項の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに申立人 に通知しなければならない。

(勧告等の尊重)

- 第18条 市の機関は,第16条第1項の規定による勧告または前条第1項の規定による提言を受けたときは,当該勧告または提言を尊重し,誠実かつ適切に対応しなければならない。
- 2 市長は, 第9条第4号または第5号の意見を受けたときは, 当該意見を尊重し, 誠実かつ適切に対応しなければならない。

(処理状況の報告)

第19条 委員は、毎年、申立ての処理状況について、市長に報告しなければならない。

第4章 雑則

(運用状況の公表)

第20条 市長は、毎年、この条例の運用状況について公表するものとする。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成12年4月1日以後に発生した事実に係る申立てについて適用する。
- 3 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

改める。

平成13年3月30日 規則第30号

改正 平成24年3月29日 規則第16条

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例(平成12年函館市条例第66号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第12条第4号の規則で定める事項等)

- 第2条 条例第12条第4号の規則で定める事項は、条例第4条第2号から第6号までの規定に該当する者が条例第3条に規定する申立て(以下「申立て」という。)をする場合における当該申立てに係る本人(条例第4条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の氏名および住所ならびに当該申立てをする者の本人との関係とする。
- 2 条例第12条の書面は、別記第1号様式の申立書によるものとする。 (調査に係る通知等)
- 第3条 次の各号に掲げる通知等は、当該各号に定める様式の通知書等によりするものとする。
- (1) 条例第13条第1項の規定による通知 別記第2号様式の通知書
- (2) 条例第13条第2項の規定による通知 別記第3号様式の通知書
- (3) 条例第13条第3項の規定による通知 別記第4号様式の通知書
- (4) 条例第16条第1項の規定による勧告 別記第5号様式の勧告書
- (5) 条例第16条第1項の規定による通知 別記第6号様式の通知書
- (6) 条例第16条第2項の規定による報告 別記第7号様式の報告書
- (7) 条例第16条第2項の規定による通知 別記第8号様式の通知書
- (8) 条例第16条第4項の規定による通知 別記第9号様式の通知書
- (9) 条例第16条第5項ただし書の規定による通知 別記第10号様式の通知書
- (10) 条例第17条第1項の規定による提言 別記第11号様式の提言書
- (11) 条例第17条第1項の規定による通知 別記第12号様式の通知書
- (12) 条例第17条第2項前段の規定による報告 別記第13号様式の報告書
- (13) 条例第17条第2項後段の規定による報告 別記第14号様式の報告書
- (14) 条例第17条第4項の規定による通知 別記第15号様式の通知書 (委員の庶務)
- 第4条 函館市福祉サービス苦情処理委員の庶務は、保健福祉部において処理する。 (運用状況の公表)
- 第5条 条例第20条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示し、または広報紙に 掲載して行うものとする。
 - (1) 申立ての件数および苦情の概要
 - (2) 申立ての処理状況
 - (3) 条例第9条第4号の諮問および意見ならびに同条第5号の意見の概要 (補則)
- 第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則 (平成24年3月29日規則第16条) この規則は、平成24年4月1日から施行する。

平成25年度函館市福祉サービス苦情処理制度運用状況報告書 [平成25年4月1日~平成26年3月31日] 平成26年10月発行

編集•発行

函館市福祉サービス苦情処理委員事務局 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市保健福祉部地域福祉課内

電話 0138 (21) 3297 FAX 0138 (26) 4090

E-mail: fukushi-kujosyori@city.hakodate.hokkaido.jp